

愛知県後期高齢者医療広域連合公告第 20 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 6 並びに愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則（以下「契約規則」という。）第 14 条及び第 15 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

愛知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 長 坂 尚 登

1 業務名

厚生労働省リーフレット等作成・封入封緘業務委託

2 業務内容

仕様書のとおりとする。

なお、仕様書については、令和 7 年 4 月 18（金）から令和 7 年 4 月 23 日（水）まで（愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合事務局管理課で配布するほか、令和 7 年 4 月 18 日（金）正午から令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合公式ウェブサイトに掲載する。

アドレス

<https://www.aichi-kouiki.jp/koukoku/1001925/1001801/1002031.html>

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 6 月 20 日

4 入札条件

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則第 13 条に規定する入札参加資格を有すること。
- (3) 本入札に係る契約を締結する事業所（以下「契約事業所」という。）が次の表に掲げる業務分類を希望の業務分類として令和 6・7 年度の愛知県の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。

業務（大分類）	営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
製造・販売	フォーム印刷	フォーム印刷

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）が認定するプライバシーマークの付与を受けていること又は情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関が認証する情報セキュリティマネジメン

トシステム（I SMS）の認証を取得し、契約事業所が認証登録範囲に含まれること。

- (5) 契約事業所が過去5年間に、国（公社及び独立行政法人を含む。）又は県その他の地方公共団体（愛知県国民健康保険団体連合会等、愛知県後期高齢者医療広域連合がこれらに類する公的な団体として認めたものを含む。）と種類及び規模が同程度以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了した実績があること。

5 入札参加の申請方法

次に掲げる書類を令和7年4月23日（水）午後5時までに愛知県後期高齢者医療広域連合事務局管理課へ提出すること。なお、(1)及び(2)の書類については、配布期間中及び掲載期間中に、それぞれ愛知県後期高齢者医療広域連合事務局管理課で配布し、及び2に記載する愛知県後期高齢者医療広域連合公式ウェブサイトに掲載する。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 業務実績調書
- (3) 4の(3)及び4の(4)の入札参加資格が証明される書類等の写し
- (4) 4の(5)の履行実績が証明される契約書等の写し

6 入札参加資格の決定

入札参加資格確認申請に基づき、入札参加の適否を令和7年4月25日（金）までに通知する。

7 質問方法

この業務内容に関する質問は、電話等で令和7年4月25日（金）午前11時まで随時受け付け、参加者全員に回答する。

8 入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月28日（月）午前10時
- (2) 場所 愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号
国保会館北館5階 中会議室

10 落札者の決定方法

- (1) 契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 入札保証金

契約規則第 17 条の規定により免除（第 2 号該当）

12 契約保証金

契約規則第 6 条の規定により免除（第 3 号該当）

13 入札の無効

入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他契約規則第 23 条各号に該当する入札は、無効とする。

落札決定後に、落札者の入札が無効となった場合は、当該落札の決定は失効する。

14 契約書作成の要否

この業務の契約においては、契約書を要する。

15 契約の締結期限

委託者と受託者の協議により決定する。

16 その他

- (1) 入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参し、提出すること。その他の方法によるものは認めない。
- (2) 第 1 回目の入札書を提出の際は封筒に入れること。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて 3 回を限度とする。
- (4) 令第 167 条の 4 第 2 項に該当する場合、入札に参加させない場合がある。
- (5) 契約規則、入札心得その他の法令を遵守しなければならない。
- (6) この入札結果については、公表する。

17 問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合事務局 管理課資格グループ

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館北館 3 階

TEL 052-955-1246 FAX 052-955-1298